

弘前大学電力量15%削減計画

施設環境部

目 次

1. 基本方針
2. 使用制限の期間・時間帯
3. 使用制限の内容
4. 削減計画概要
5. 削減計画内容

添付書類

- 別紙1 経済産業省 通知文書(文京町, 本町)
- 別紙2 文京町, 本町合算日別電力量最大最小値グラフ
- 別紙3 文京町, 本町合算時間別電力量グラフ
- 別紙4 小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット
- 別紙5 家庭の節電対策メニュー
- 別紙6 非常用発電機重油供給バックアップ体制
- 別紙7 弘前大学小口需要家15%削減目標値

1. 基本方針

「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定)において、東京・東北電力管内全域の電力需要家は、目標とする需要抑制率を▲15%とすることが決定されました。また、大口需要家(契約電力が500kW以上の事業者)については、「活用できるよう必要な準備を進める」とされた「電気事業法第27条による電気の使用制限等」(平成23年5月25日付)が発動されました。

本学では、団地の規模等により、次の三種類の需要家に分類されます。

電気使用制限等の制限対象となる大口需要家が、文京町地区、本町地区(医学部会館、医学部コミュニティーセンター、工作室は除く)の2地区が対象になります。

小口需要家(高压受電及び契約電力50kW以上500kW未満)は、学園町地区(職員宿舎を除く)、緑ヶ丘地区、富野町1地区、本町地区(医学部会館、医学部コミュニティーセンター)、藤崎町地区、金木町地区、青森市松原地区、川原平地区で、電気事業法第27条の使用制限の対象ではありませんが、自主的な節電行動計画を策定・公表し、実施することとされています。

個別の需要家(低圧受電)は、学園町地区(職員宿舎)、紙漉地区、桔梗野地区、その他地区で、事業の形態に適合する範囲での節電を求められています。

これを踏まえ、大学全体として3つに区分して、「夏期の電力需給対策の取組みについて」(平成23年5月11日付)及び「夏期の電力需給対策の取組みにおける調査について」(事務連絡平成23年5月11日付)を基に削減計画を作成し、公表、実施するものとします。

2. 使用制限の期間・時間帯

東北電力管内:平成23年7月1日～9月9日(平日)の9時から20時

3. 使用制限の内容

使用電力等の値(以下「基準電力値」という。)に対して85%を乗じた値を使用電力の上限とする。(15%削減) ※詳細は「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」参照

4. 削減計画概要

(1)大口需要家(文京町地区、本町地区)

削減計画1

大口需要家の対象となる2地区においては、共同使用制限スキーム(「同一の会社内の複数の需要設備」で共同して使用最大電力の抑制に取り組むことができる)規則第三条に基づく申請をし、総体として使用最大電力を削減します。

なお、本町地区は、医療施設であるため、削減率0%の制限緩和(経済産業省告示第126号第二条一項、第5条一項イ)の申請を行い、これに基づき2地区の共同使用制限スキームの削減値を定め、削減計画を作成、公表し、実行するものとします。

また、電気事業法第27条の骨子として「(制限緩和)の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率(15%)を達成するように努めることとする。」と記載されていることに鑑み、これに努めるものとします。

(2)小口需要家

削減計画2

小口需要家の対象となる地区においては、「夏期の電力需給対策について(通知)」(23文科施第124平成23年5月16日付)記3に基づき、政府が示した「節電行動計画の標準フォーマット」を参考にしつつ、各地区責任者が削減目標を定め、「夏期の電力需給対策の取組みにおける調査について」(事務連絡平成23年5月11日付)にて回答した取組を含め、削減計画を公表し、実施するものとします。

また、検証に当たっては、請求書に記載された使用最大電力にて確認するものとします。

「夏期の電力需給対策について(通知)」(23文科施第124 平成23年5月16日付)記4に基づき、資源エネルギー庁が作成した「家庭の節電対策メニュー」を、個別配布し、電力削減の啓発に努めます。

5. 削減計画内容

(1) 削減計画1(大口需要家)

1) 大口需要家(文京町, 本町)の2地区については、本町地区に医療施設の制限緩和を適用し、削減値を定めます。

ただし、電気事業法第27条の骨子を鑑み、更なる削減に努めます。

① 経済産業省の指定値 平成23・05・25資第43号 平成23年6月1日付(別紙1)	文京町	指定する電力値	1,990	kW
		使用できる電力限度	1,692	kW
	本町	指定する電力値	3,610	kW
		使用できる電力限度	3,069	kW
② 削減値 制限緩和を考慮した削減値		7~9月1時間当の使用最大電力量	5,520	kW
		制限緩和を考慮した使用最大電力量	5,226	kW
		制限緩和を考慮した削減値	294	kW

2) 削減対策

① 削減対策ステップ1 237 kW < 294 kW

夏期の電力需給対策の取組みにおける調査について(集計結果)(学内資料より)

② 削減対策ステップ2 800 kW > 294 kW

空調機の停止や、実験・研究の時期の変更等の取組を行っても、削減値に達しないこと、なおかつ、前期授業(8/22~9/15)の夏休みへのシフト、本町地区地下駐車場の稼働と電力量の増加が予想されるため、非常用発電機を稼働させることとします。

なお、重油の確保については、別紙6「非常用発電機重油供給バックアップ体制」に基づき行うものとしします。

削減計画電力量 1,037 kW

3) 電力削減曜日(別紙2) 月曜日~金曜日

4) 削減時間帯(別紙3) ① 削減対策ステップ1 9:00~20:00
② 削減対策ステップ2 使用最大電力状況を見ながら開始及び停止を確定

(削減対策ステップ1の照明に関して天候により変動する)

5) 実施の確認作業

- ① 各部局は週1回電力削減パトロールを行い、施設環境部に報告を行うこととします。
- ② 施設環境部は不定期で電力削減パトロールを行い、月1回部局からの報告書と一緒に学長へ報告します。
- ③ 大学の計画の検証については、所管省庁と経済産業省への報告義務があります。

6) 罰則

故意による電気事業法第27条の使用制限違反をした場合、責任者(学長)(責任者=決定権限者である法人の代表者や工場長等)が100万円以下の罰金の対象となります。(同法第119条7号, 同法第121条3号)

なお、使用制限は1時間あたりの使用電力で課すことから、1時間単位で制限値を超えれば使用制限違反となります(例:5時間超えた場合は5回の違反となります)。

(2) 削減計画2(小口需要家)

別紙7「弘前大学小口需要家15%削減目標値」を参考に、節電行動計画の標準フォーマット(別紙4)と活用し、地区責任者(学校においては校長, 施設においては施設長等)が責任をもって計画を作成し、施設環境部が実施の確認を行うものとします。

なお、作成した節電行動計画の標準フォーマット及び毎月の使用最大電力は、本学ホームページへ公表します。

(3) 削減計画3(個別の需要家)

家庭の節電対策メニュー(別紙5)を、職員宿舎, 国際交流会館等へ配布し電力削減の啓発を行います。